

申告相談が始まります

2月3日(木)～3月15日(火)

会場や日程、時間の詳細は1月中旬に発送予定の「令和4年度市・県民税の申告相談日程表」をご覧ください。
☎ 税務課 課税班 ☎30-0213

利用者識別番号が必要です

市の申告相談で確定申告をする際は16桁の「利用者識別番号」が必要です。

利用者識別番号が分かる書類を持参していただく方	持参の必要がない方 (市税務課で番号を把握しているため不要です)
令和3年中に、新たに税務署やインターネットで利用者識別番号を取得した方	・既に利用者識別番号を取得し、確定申告した方 ・昨年度の市の申告相談で確定申告し、番号の通知を受けた方

インターネットで確定申告ができます(e-Tax)

e-Tax(国税電子申告・納税システム)を利用することで、自宅などで確定申告を行うことができます。申告相談会場での混雑を回避し、感染症拡大のリスクが軽減されますので、インターネットでの確定申告をぜひご利用ください。



インターネットで確定申告するメリット

メリット①	メリット②	メリット③
申告相談に出かける手間がかからず、待ち時間もありません。	確定申告期間中は24時間いつでも利用できます。	確定申告書や添付資料(源泉徴収票など)の印刷・送付を行う必要がありません。

こんな時でも安心なインターネットでの確定申告

Q 間違った内容で送信してしまわないか不安です。

→

A 期限内(令和3年分は令和4年3月15日まで)であれば、再度作成して送信することができます。(最後に送信した確定申告データが優先されます。)

税務署からのお知らせ

- ◆確定申告書作成会場 大館税務署(大館市赤館町2-16)
※駐車可能台数に限りがありますので、できる限り公共交通機関などをご利用ください。
- ◆設置期間 2月7日(木)～3月15日(火) ※土・日・祝日を除きます。
- ◆開設時間 9時～17時

※申告書作成会場の混雑緩和のため、入場の際は「入場整理券」が必要です。入場整理券の受け取り方法は以下のとおりです。

- ①申告書作成会場での当日配付
当日分の入場整理券を会場の受付で配布します。整理券に記載された時間にご来場ください。「入場整理券」の配付状況によっては、後日の来場をお願いする場合があります。
- ②LINEアプリによる事前発行
LINEアプリを利用したオンラインによる事前発行です。国税庁を友だち追加し、「相談を申し込む」からお申し込みできます。

☎ 大館税務署 ☎0186-42-0671

国税庁の
LINE公式アカウントは
こちら→



受付時間と申告相談開始時刻

受付: 8時～15時30分

開始: 8時30分

申告の事前準備をお願いします

来場前に、必要な書類に不備がないか確認をお願いします。申告できなかったり、再度の来場が必要になったりする場合があります。

特に事業所得(農業など)の申告を行う方は、事前に領収書などを整理・集計のうえ関係書類をお持ちいただくようお願いします。

また、収支内訳書や医療費の事前集計などの整理を終えていない方には、会場でご自身での記帳整理をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

確定申告に用いる医療費通知について

健康保険の医療費通知は、医療費控除の申告手続きに使用可能です。次のとおり発送する予定ですが、医療費通知が届く前に申告する場合は、すでに届いている医療費通知に加えて、医療機関などが発行した領収書を添付してください。

後期高齢者医療(10月～11月診療分)

◆発送時期 1月末

後期高齢者医療(12月診療分)

◆発送時期 2月末

国民健康保険(11月～12月診療分)

◆発送時期 3月中旬となることから、領収証を添付してください。

※医療費通知は再発行できません。大切に保管してください。

簡易申告書により申告できる方

令和3年1月1日から12月31日までの間で、次の項目に一つでも該当する方は、簡易申告書により各支所などで申告することができます。

- ・収入が0円の方(「収入がない」という申告が必要)
- ・所得が非課税所得のみの方(遺族年金や障害者年金、雇用保険受給金など)
- ・所得税の確定申告が不要な方のうち、以下の条件を満たす方
 - ①所得の種類が、給与・農業・営業・不動産・公的年金・個人年金・報酬・シルバー人材センター配分金などのみであること
 - ②所得控除の種類が、社会保険料控除・生命保険料控除・地震保険料控除・障害者控除・扶養控除・配偶者控除・寡婦控除・ひとり親控除だけであること

申告が不要な方

- ・年末調整済みの給与所得者で、その給与以外に収入がなく、勤務先から「給与支払報告書」が鹿角市に提出されている方
- ・収入が公的年金のみで148万円(65歳未満は98万円)以下の方
- ※土地建物の売却、保険の満期、保険金の受取などの収入があった場合は、申告が必要です。
- ※医療費控除、医療費控除の特例、雑損控除、寄附金控除を受ける場合は、申告が必要です。

上記以外の方は、申告が必要です。申告相談にお越しいただくか、確定申告(インターネットまたは税務署)をしてください。

申告相談の受付前に検温を実施します。また、大変混雑しますので、感染予防のため、マスク着用のうえご来場ください。

3密を避けるため、「郵送による申告」や「インターネットによる申告」の取り組みにご協力ください。